

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 217 回国会法律案等 N A V I 「日インドネシア経済連携協定（E P A）改正議定書」
著者 / 所属	奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	474 号
刊行日	2025-4-14
頁	98-101
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250414.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20250414.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

## 日インドネシア経済連携協定(EPA)改正議定書

### 1. 国会提出に至る背景

インドネシアは、約2億8,160万人もの人口（2024年）<sup>1</sup>を有する東南アジア地域の大国であり、個人消費の拡大を背景として、2005年以降、世界金融・経済危機の影響を受けた2009年や新型コロナの影響を受けた2021年を除き、5%後半～6%台という経済成長率を達成してきた。日本とインドネシアの関係は「包括的・戦略的パートナーシップ」と位置付けられており、インドネシアにとって、日本が主要な貿易相手国の一つとなっていること<sup>2</sup>、日本が最大の援助供与国であること<sup>3</sup>など、両国は緊密な経済関係を築いている。

日本とインドネシアの間では、2008年7月に日インドネシアEPA<sup>4</sup>（以下「現行協定」という。）が発効した。現行協定は、両国間において物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃し、投資の参入段階から参入後にかけて安定的な活動を法的に保障することで、貿易や投資の自由化・円滑化を進めつつ、両国間の自然人の移動や知的財産の保護などによって経済協力の促進を図るものである。現行協定の発効後、日本からインドネシアへの輸出額の約90%（鉄鋼の特定用途免税（後述）を含めると実質96%前後）、日本へのインドネシアからの輸入額の約93%が10年以内に無税となった<sup>5</sup>。また、現行協定の枠組みによって、人的往来も活発化しており、2008年度以降、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者が来日している。

現行協定の第151条において、協定発効後5年目に一般的な見直しを行う旨が規定されており、2013年12月に両国間で見直しを開始することで合意した。その後、2015年5月以降、交渉が行われ、結果として2023年12月の日インドネシア首脳会談に際して現行協定の改正議定書<sup>6</sup>（以下「本議定書」という。）の交渉が大筋合意に至り、2024年8月に署名された。こうした経緯を経て、2025年2月に本議定書の承認案件（閣条第4号）が衆議院に提出された。

<sup>1</sup> 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ウェブサイト<[https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/basic_01.html)>（以下、URLの最終アクセス日は2025.3.28）

<sup>2</sup> 日本は2023年のインドネシアの輸入・輸出（総額、非石油・ガス）でいずれも第3位の貿易相手国である。

<sup>3</sup> 主要ドナーによる支出総額ベースの対インドネシア経済協力実績で、日本は2019年から2021年の間第1位である（外務省『政府開発援助（ODA）国別データ集2023』4頁）。

<sup>4</sup> 正式名称は「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」である。

<sup>5</sup> 経済産業省『2024年版不公正貿易報告書』547頁、外務省『日インドネシア経済連携協定署名～2007年8月20日～』<[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/indonesia/pdfs/gaiyo.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/gaiyo.pdf)>等。貿易額の基準は2004年5月～2005年4月の貿易実績。

<sup>6</sup> 正式名称は「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定を改正する議定書」である。

## 2. 本議定書の主な内容

### (1) インドネシア側の市場アクセス改善（日本からインドネシアへの輸出）

本議定書の附属書Bは、物品の貿易における関税率等を定める現行協定の附属書1を改正するものである。附属書Bによるインドネシア側の主な市場アクセス改善として、新たにセダン、ステーションワゴン・スポーツカーなどの自動車7品目の関税が段階的に撤廃されるほか、熱延鋼板、冷延鋼板の鉄鋼7品目について関税が削減され、コイルバネや組み立てクランプなどの鉄鋼製品5品目の関税が削減あるいは段階的に撤廃される。また、農産品では、米粉の関税が段階的に撤廃されるほか、日本産短粒種米の低関税輸入枠<sup>7</sup>（割当数量：8,500トン（枠内税率は450ルピア/kg））が設定される。インドネシア側の新たな関税撤廃・削減等は25品目となっている。このほか、附属書Bは、鉄鋼・鉄鋼製品等のインドネシアへの輸出について条件を満たす事業者に免税を適用する「特定用途免税制度<sup>8</sup>」を改善する内容を含んでいる。具体的には、輸入時に同制度の適用要件を満たしていたものの、輸入後に要件を満たさなくなった鋼板（9品目）に対して、前年における合計輸入数量の65%に相当する数量までは特惠関税（5.25%）が適用される<sup>9</sup>。

サービス貿易については、本議定書の附属書Cによって、両締約国が自由化を約束する分野を記載する現行協定の附属書8が改正される。この改正によって、インドネシア側の約束表に、高層建築物の所有・リースに関する不動産サービス、倉庫サービス及び貨物輸送代理店サービスが新たに追加される。

### (2) 日本側の市場アクセス改善（インドネシアからの日本の輸入）

附属書Bによる日本側の主な市場アクセス改善は以下のようになっている。まず、即時及び段階的に関税が撤廃される主なものとして、エチルアルコール2品目<sup>10</sup>、きはだまぐろ、かつお缶、まぐろ缶、かつお節<sup>11</sup>、かつお・まぐろ調製品<sup>12</sup>、グレープフルーツ等の果実ジュース、マヨネーズ等が挙げられる。また、低関税輸入枠が拡大されることとなっており、生鮮のバナナ（1,000トンから4,000トン（枠内税率は無税））、重量の小さいパイナップル（300トンから800トン（枠内税率は無税））、ソルビトール<sup>13</sup>（25,000トンから30,000トン（枠内税率は3.4%））が該当する。日本側の新たな関税撤廃・削減等は114品目に上る。なお、現行協定で関税撤廃・削減の対象から除外された一部の品目（米麦、米麦調製品、

<sup>7</sup> 一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率の関税を適用して、需要者に安価な輸入品を供給する一方、この輸入数量の枠を超える分については、比較的高税率の関税を適用して、国内生産者の保護を図る制度。

<sup>8</sup> 自動車・同部分品、電気・電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる鋼材であって、一定の要件を満たすものには、関税を不適用とする制度。

<sup>9</sup> 現行協定では、特定用途免税制度の要件を満たさない場合、WTO加盟国からの輸入品に対して一律に適用される最惠国税率（MFN税率）が適用されることとなる。特惠関税（5.25%）はこのMFN税率より低く設定されている。

<sup>10</sup> 酢酸エチル又はエチルアミンの製造の用に供するもの。酢酸エチルは、塗料、印刷インキ、接着剤、医薬品原料などの溶剤又は原料、エチルアミンは、医薬品、ゴム薬品、界面活性剤、塗料などの原料となる。

<sup>11</sup> 体長30cm未満のかつおが原料として含まれないことをインドネシア政府が証明したものに限る。なお、東南アジア地域におけるかつお幼魚の漁獲が、日本のかつおの漁獲量の減少につながっているとして、日本の漁業者による団体がこうしたかつおの輸入自粛を要望したとの報道がある（『高知新聞（2018.9.21）』等）。

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 食品の甘味料、化粧品、医薬品、繊維工業など幅広く利用されている。

指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖、一部の水産品等)については、引き続き除外されている。

サービス貿易については、本議定書の附属書Cによって、日本側の約束表における銀行サービスその他の金融サービスの対象が拡大され、制限が緩和される。他方、サービス貿易の全ての分野で、日本における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することが可能となる。

### (3) 新たなルール策定・改善

インターネット上の電子的な手段によって行われる商品の売買やサービスといった電子商取引（EC）の市場規模が拡大する中、本議定書によって、電子商取引章が追加される（第6条）。その主な内容は、企業が国境をまたいだ事業活動を効率的に行う上で妨げとなる制限や要求を禁止するものである。具体的には、①情報の電子的手段による国境を越える移転が対象者の事業の実施のために行われる場合には、この越境移転を制限すること、②自国の区域内において事業を実施するための条件として、対象者に対し当該区域内においてコンピュータ関連設備<sup>14</sup>の利用・設置を要求すること、③他方の締約国の者が所有するソフトウェア又は当該ソフトウェアを含む製品の自国の区域内における輸入、頒布、販売又は利用の条件として、当該ソフトウェアのソース・コードの移転又は当該ソース・コードへのアクセスを要求することが禁止される。このほか、電子商取引を円滑化するための措置として、両締約国が、電子商取引の利用者の個人情報保護を確保するための法令を採用・維持すること、電子商取引の発展を促進するために地域的及び多数国間の場に積極的に参加することなどが規定されている。

また、本議定書によって現行協定における知的財産章が拡充される。例えば、特許出願が自国の国語に翻訳される場合には、特許出願人等が当該特許出願の翻訳文における誤りを訂正できる期間を確保することとなっている（第8条）。加えて、地理的表示（GI）<sup>15</sup>を保護するための措置として、公衆を誤認させるような方法で真正の原産地以外の地理的領域を原産地とするものであることを表示・示唆する行為や、アルコール飲料及び農産品などを特定するGIが当該GIによって表示される場所を原産地としない同一・同種の商品に使用されることを防止するため、法的手段を確保する旨規定されている（第10条）。このほか、両締約国が、不正商標商品又は著作権侵害物品の疑いのある物品の解放を停止するための税関当局の職権や、不正商標商品又は著作権侵害物品であると認定された物品の廃棄を命ずる関係当局の権限について定めることなど、国境措置を強化する内容が盛り込まれている（第12条）。

### (4) 看護師・介護福祉士候補者の受入れ条件の改善

現行協定の枠組みによって、2008年度以降、インドネシア人看護師・介護福祉士候補者

<sup>14</sup> 商業上の利用のために情報を処理・保存するためのコンピュータ・サーバ及び記憶装置をいう。

<sup>15</sup> ある商品の名称で、その名称から産地を特定でき、その確立した特性が自然条件や伝統的な製法など産地と結びついているということ特定できる名称の表示。

が来日しており、2023年度までの累計は、看護師候補者754人、介護福祉士候補者3,196人に達した。他方、日本語能力の不足等に伴い、現場でのコミュニケーションの問題が生じるとともに、国家試験の合格率が低迷するといった課題が浮上した。こうした状況を踏まえ、日本政府は、現行協定上の6か月間の日本語研修の実施のみならず、受入れ施設における候補者の学習支援の強化、国家試験の用語等の見直し、再チャレンジ支援、介護職員の配置基準の見直しなどを実施してきた。加えて、看護師・介護福祉士候補者のうち、滞在期間中の最後の国家試験に不合格となった者について、一定の条件に該当した場合には追加的に1年間の滞在期間延長を認める閣議決定を繰り返してきた<sup>16</sup>。

表1 現行協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ数の推移

入国年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	累計
看護師候補者	104	173	39	47	29	48	41	66	46	29	31	38	23	8	16	16	754
介護福祉士候補者	104	189	77	58	72	108	146	212	233	295	298	300	274	263	271	296	3,196

表2 現行協定に基づく受入れに係るインドネシア人の国家試験の合格率

入国年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020※2	合計	
看護師国家試験	受験者数	104	173	39	47	29	48	41	66	46	29	31	38	23	714
	合格者数※1	28	53	18	18	8	20	13	22	18	7	8	8	6	227
	合格率	26.9	30.6	46.2	38.3	27.6	41.7	31.7	33.3	39.1	24.1	25.8	21.1	26.1	31.8
介護福祉士国家試験	受験者数	94	165	71	52	65	99	124	189	210	265	276	284	2	1,896
	合格者数※1	50	90	55	40	51	69	79	118	125	161	181	209	2	1,230
	合格率	53.2	54.5	77.5	76.9	78.5	69.7	63.7	62.4	59.5	60.8	65.6	73.6	100.0	64.9

※1 合格年度を問わない。再受験を含めた累計。介護福祉士候補者について、国家試験受験までに3年の実務経験を要することから、入国4年目まで就労を続け、国家試験の受験資格を得て受験した者の数。  
 ※2 介護福祉士候補者について、2020年度入国者については、2023年度又は2024年度が初めての受験であり、再受験者は含まない。その他は再受験を含めた累計。  
 (出所) 表1及び表2いずれも厚生労働省資料を基に筆者作成

インドネシア人の看護師・介護福祉士候補者について、自然人の移動に関する特定の約束を定める現行協定の附属書10において日本での滞在が認められる期間は、看護師候補者は最大3年間、介護福祉士候補者は最大4年間となっている(1年ごとの更新)。本議定書の附属書Eはこの附属書10を改正するものであり、インドネシアの看護専門学校等を修了・卒業していることや日本語の語学研修課程を修了していることなどの条件を満たす場合、看護師・介護福祉士候補者は最大5年間滞在することが可能となる。滞在可能期間が延長されることにより、専門知識・技術修得や日本語学習の機会増加等が見込まれる。

なお、現行の制度上、EPAに基づいて滞在する看護師・介護福祉士候補者が国家資格を取得した場合、在留期間の更新回数に制限がない形で、看護師・介護福祉士として滞在・就労することが可能である。

おくり まさふみ  
 (奥利 匡史・外交防衛委員会調査室)

<sup>16</sup> 最新の閣議決定は2025年2月18日。2022年度及び2023年度に入国した看護師・介護福祉士候補者が対象。